

事業者の皆様へ

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は 適切に運用管理してください!!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物処理業者にその処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）を交付しなければなりません。

マニフェストの運用について、次のとおり規定されています。

- マニフェスト交付義務違反（法第 12 条の 3 第 1 項）
⇒不交付、未記載、虚偽記載をしたとき
- マニフェスト保存義務違反（法第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項）
⇒ 5 年間保存をせず廃棄したとき
- マニフェスト交付等状況報告書の作成、提出義務違反
(法第 12 条の 3 第 7 項)
⇒報告書を作成せず、所管自治体への提出を怠ったとき

違反があった場合、勧告・氏名公表・措置命令を行います。また、**1 年以下**の懲役もしくは**100 万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

ただし、電子マニフェストを利用する場合は、**マニフェストの保存、マニフェスト交付等状況報告書の提出が不要**となります。

電子マニフェストの利用をお願いします！

電子マニフェストはマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が、国の指定を受けた情報処理センター（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークでやりとりする仕組みです。

（裏面につづく）

電子マニフェストを利用することで、事務処理の効率化を図ることができます。また、データの透明性が確保され、法令の遵守を徹底することができます。

〔電子マニフェスト利用の主なメリット〕

- マニフェストの保存が不要になるので、保管スペースも不要になります。また、紛失や誤廃棄の心配もなくなります。
- マニフェスト交付等状況報告書の提出が不要になります。（電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが所管自治体に報告します。）
- 排出、収集運搬、処分の3者がいつでもマニフェスト情報を閲覧でき、データの透明性が確保されます。
- マニフェストの交付が多い場合は、事務処理費用も軽減できます。

〔電子マニフェスト加入等に関する問い合わせ先〕

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）
サポートセンター 電話：0800-800-9023（フリーダイヤル）
ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

大阪市では、電子マニフェストの利用を促進することと
しています。産業廃棄物の処理にあたっては、電子マニフ
ェストの利用をお願いします。